



FSA Institute Discussion Paper Series

東南アジア諸国に対する電子記録債権普及の
可能性と今後の課題
—インドネシア・ベトナムを中心に—

杉浦 宣彦

DP 2014-8
2014年10月

金融庁金融研究センター
Financial Research Center (FSA Institute)
Financial Services Agency
Government of Japan

金融庁金融研究センターが刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。

<http://www.fsa.go.jp/frtc/index.html>

本ディスカッションペーパーの内容や意見は、全て執筆者の個人的見解であり、金融庁あるいは金融研究センターの公式見解を示すものではありません。

東南アジア諸国に対する電子記録債権普及の 可能性と今後の課題

—インドネシア・ベトナムを中心に—

杉浦 宣彦¹

概 要

2010年12月24日に金融庁が公表した「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン～新成長戦略の実現に向けて～」において、金融庁における今後の取り組み方策として「電子記録債権制度といった我が国の制度の普及を図るため、アジア諸国に普及させていくために、アジア諸国の金融・資本市場に関する実態調査を実施する」ことが掲げられている。

その取組の一環として、金融庁は、アジア諸国における電子記録債権制度の導入に向けた環境が整っているか否かを把握するため、産業構造や金融制度、現地における商慣習、資金調達上の課題に関する基礎的な情報を収集した「アジア諸国の企業間取引の実態に関する調査」（以降、前回調査）を2011年に公表し、その後、文献調査だけでは判明し得ない企業間信用等の電子記録債権制度導入に影響を与える可能性のある事実がないかについて、調査・研究が行われ、2012年度に、「アジア諸国に対する電子記録債権普及の可能性と今後の課題」（金融庁ディスカッションペーパー DP2012-4）がその成果として発表された。今回は、これらの調査・研究を受けて、電子記録債権制度の導入へ向けて、調査国中でもっとも可能性が高いのではないかと判断されたインドネシアとベトナムについて、現地でのセミナーも含めて、これまでよりもさらに踏み込んだ研究・調査（とりわけ、決済制度や法分野）が行われたことから、主として、その結果について述べ、また、その後の調査・研究の結果を加味しつつ、導入の推進を進めていくに当たりどのような方策が必要なのかについて、検討することを目的としている。

キーワード：電子記録債権、制度輸出、アジア債権市場

¹ 中央大学大学院戦略経営研究科教授（金融庁金融研究センター特別研究員）

なお、本稿は筆者の個人的な見解であり、金融庁及び金融研究センターの公式見解ではない。

目次

1. 本研究の概要

- 1 本調査の背景と目的
- 2 電子記録債権と制度輸出について再考する
- 3 調査国選定理由
- 4 調査方式
- 5 その他

2. ベトナム

- 1 決済制度
- 2 法制度
- 3 ベトナムにおける導入可能性

3. インドネシア

- 1 決済制度
- 2 法制度
- 3 インドネシアにおける導入可能性

4. 展望と課題

- 1 導入可能性について
- 2 課題

1. 本研究の概要

1. 1 本研究の背景と目的

2010年12月24日に金融庁が公表した「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン～新成長戦略の実現に向けて～」において、金融庁における今後の取り組み方策として「日本の電子記録債権制度といった我が国の制度の普及を図るため、アジア諸国の金融・資本市場に関する実態調査を実施する」ことが掲げられている。

その取組の一環として、金融庁は、アジア諸国における電子記録債権制度の導入に向けた環境が整っているか否かを把握するため、産業構造や金融制度、現地における商慣習、資金調達上の課題に関する基礎的な情報を収集した「アジア諸国の企業間取引の実態に関する調査」（以下、「前回調査」とする）が2011年に公表されている。

しかし、このときの調査は基本的に文献等によるデータ調査であり、電子記録債権制度を海外に普及させる方策を考える上での、アジア諸国の各国事情を知るための基礎調査であった。そこで、本研究では、まず、改めて電子記録債権制度の特徴を見直し、その上で、この調査を一つの足掛かりにして、①文献調査に基づく前回調査の結果が実態と相違ないか、また、②文献調査だけでは判明し得ない企業間信用等の電子記録債権制度導入に影響を与える可能性のある事実がないかの確認、更に、③そのような電子記録債権制度導入が実際に可能なのか、その環境の確認だけにとどまらず、電子記録債権制度に対する、国内及び諸外国関係機関のニーズも含め、より具体的な導入可能性について、昨年実際に行った現地調査を含めた検討を行い、実際に日本の電子記録債権制度が海外、とりわけ、アジア諸国で活用され、現地に進出している日系企業の便宜にかなうだけでなく、広く現地企業における決済システムの発展への寄与や国際貿易決済への応用等への可能性について検討を行い、それについては、「アジア諸国に対する電子記録債権普及の可能性と今後の課題」（金融庁ディスカッションペーパー DP2012-4）でその結果を明らかにした。今回は、この結果を受けて、最も現地にある日系・現地企業の状況やその国の経済状況・流通・法制度等から導入を検討した時に実現の可能性が比較して高いと考えられるインドネシアとベトナムについて特に絞った調査・研究がとりおこなわれ、本論はその報告書を兼ねている。なお、両国については、2013年3月にジャカルタ（3月15日）・ハノイ（3月12日）で金融庁主催のシンポジウムが開催され、広く現地監督当局や現地における金融機関や日系企業や現地企業に我が国の電子記録債権制度について知ってもらう機会を得た。

また、本研究は2014年度も継続して行われており、これまで調査国として手が付けられてこなかったタイの調査を行うとともに、これまでの調査・研究を通じて、導入を推進するにあたり、各国に対してどのようなアプローチが有効なのか、監督官庁や金融機関を含む民間企業へのアプローチ方法や法制度の導入のためのプロセスを確認・検討し、併せてパイロット実験等を進めていく上での条件があるのか等、調査・検討される予定である。

1. 2 電子記録債権と制度輸出の意味について再考する

まず、過去を遡ってみると、2008年12月1日に施行された電子記録債権法は、2003年7月の政府IT戦略本部(e-Japan戦略II)において、「与信方法の多様化や融資に関する手続の簡素化により、中小企業の資金調達環境を改善するとともに、信用保証にかかる事務手続のオンライン化、手形の有する機能を電子的に代替えた決済サービスの普及を図る」という目的のもと、立法化へ向けた動きが開始されたが、2005年7月の金融審議会・金融分科会・情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループによる「新しい電子的支払サービスの発展に向けた課題について(座長メモ)」が作成された。この間の議論の中で、電子手形・電子登録債権さらには電子記録債権と様々な名称が使われたが、そのこと自体、その議論の過程で、この制度について、どのような形・利用方法が考えられていたかを反映している。

電子記録債権とは、「発生又は譲渡」について「電子記録」を要件とする「金銭債権」のことであり(電子記録債権法2条1項)、既存の指名債権や指図債権とは異なる金銭債権として位置づけられ、それが電子記録によって新たに発生する仕組みのものである。例えば、売掛債権を電子化することは当該債権それ自体が電子化されるのではなく、当該債権と別の新たな債権としての電子記録債権が発生し、電子的に流通・決済されることになっている。また、電子記録債権の対象を金銭債権とすることで、電子流通性や決済を行いやすくしている。このように電子記録債権と原因債権は併存するものの、原因債権が電子記録債権に影響を与えうるかが問題となる。この問題に関しては、電子記録債権は原因関係である指名債権とは別に新たに発生することから、影響を与えない(無因性)と解するべきだが、電子記録債権の譲受人が債務者を害することを知って電子記録債権を取得した場合は原因債権の無効・取消を抗弁として対抗できる(電子記録債権法20条1項)ということによって解決を図っている。さらに、電子記録債権法では、電子記録債権の発生・記録事項、またその譲渡・決済等について詳細な規定を設け、手形法の要素を強く残しながらも譲渡や分割が行いやすい形になっており、事業者や金融機関にとっても、わかりやすくかつ利用しやすい形が作られている。電子記録債権法施行以来、その普及はメガバンク主体で進められてきたが、昨年2月からでんさいネットの稼働に伴い、我が国全体での電子記録債権制度の周知も進んだことから、地方銀行での活用等が進み、従来あったメガバンクグループ中心に設立されていた電子記録債権機関も含め、その利用契約者や残高等も増加してきている。さらに、これまでの電子記録債権の制度はできたものの、電子債権記録機関でのデータと企業で利用されている会計ソフト等のつながりがなかった等の理由で、経理上の事務手間が軽減されていない等の問題が指摘されていたが、これも徐々に対応が進んでいることから、今後、手形流通量はより加速度的に減少し、それに対して、電子記録債権制度は、新しい決済、ならびに・資金調達のための担保的制度として相当な広がりを見せることが期待されている。

では、この電子記録債権を国内のみならず、海外に制度輸出する意義はどこにあるだろう

うか。

当初、本研究がスタートした段階では、既に海外へ進出している日本企業、またはこれから進出しようとしている日本企業の支援に繋がる、つまり、電子記録債権の制度が海外でも活用できることにより、海外では進出直後で、生産等の実績がない大手のみならず、中小企業でも、原因関係が透明化することで、日本の企業の企業間信用の向上に繋がり、進出先での企業間信用に基づく資金調達等に貢献できるのではないか・・・という仮説の部分に一つの重点をおいた検討を行ってきた。しかし、これまでの調査・検討を通じて、①最近の金融IT技術の発展は何も先進国の中だけではなく、むしろ、今回の調査国のように急速な経済発展を示している国に対して、顕著にみられ、これらの国々は先進国で通過してきたいくつかのステップを飛び越えて、インターネットバンキングサービスを始め、手形の電子化等を含む、決済サービスの電子化を急速に推し進めていることから、電子記録債権もそれらの国々決済インフラのイノベーションというラインから導入を進めることができるのではないか。

②これらの国々は、国内レベルで鳥瞰してみると、日本と非常に似通った産業構造、とりわけ製造業の部分において、圧倒的に多い中小企業の上に大企業がサプライチェーンの頂点にいるという形であり、現在の中小企業側のセルフファイナンスに頼ったやり方では自転車操業的になりがちで、その成長に限界点があることから、従来より、大企業の企業間信用をどのように中小企業の資金調達に生かしていくかが課題とされてきた。

このような決済システムの近代化と企業間信用のしくみの創造と活用といった2つの面で、制度を受け入れた国々自身の決済インフラのレベルを総合的に向上させるのに寄与することができるのではないだろうか。また、

③この制度を急速にペーパーレス化が進んでいる貿易金融の分野に応用したりすることで、より幅広く制度をクロスボーダーで活用することの可能性や、

④さらに、これまで、我が国が開発した決済インフラが海外で広く普及するケースはまれであり、電子記録債権制度を海外に持っていくことは、単に日本の金融機関の海外進出をより促すだけにとどまらず、広く我が国のITベンダーなどのビジネスチャンスを大きく拡充することにつながるのではないかという方向に研究目的が変わってきている。

1. 3 調査国選定理由

前回調査まではそれまでの調査（外部委託研究を含む）をもとに「企業間信用の発展状況」及び「決済手段の電子化」を軸に、企業間信用の発展段階として発展段階Ⅰ～Ⅴを設定し、発展段階Ⅳにおける導入可能性及び導入による効果が最も高く、次いで発展段階Ⅰ、Ⅱについて、電子記録債権の導入可能性が他の発展段階と比較して高いのではないかという推察のもとで、これらを当初は以下のように分類して考え、発展段階Ⅰ、Ⅳに該当すると思われる国について、調査対象とし、前回は、カンボジア、ベトナム、インドネシアでの現地調査が行われた。

- (i) ベトナム (発展段階 I)
- (ii) カンボジア (発展段階 I 相当)
- (iii) インドネシア (発展段階 IV)
- (iv) タイ (発展段階 IV 相当)、マレーシア、フィリピン

今回はこのうち、特に導入へ向けてのポテンシャルが高いのではないかと前回調査で結論づけられたベトナム、インドネシアについて現地調査 (2013年3月) が行われ、その後も、継続的にこれらの国々に対する文献・データ調査 (セミナー時でのアンケート調査)、(後述する) 研究会等を通じての継続的なデータヒアリング調査等が行われた。

1. 4 調査方法

本調査では、これまでの文献調査による基礎情報の収集、想定される電子記録債権の導入モデルに関する仮説構築、インタビュー調査・アンケート調査による文献調査結果及び導入モデルの確からしさの確認に加え、2013年の現地調査後にスタートさせた私的研究会 (「日本発・決済サービスイノベーション推進研究会」² 以下、「日本発決済イノベーション研」とする) に参加いただいている企業からの情報提供等も含むことで、基礎情報等のアップデートを実施している。

(1) 事前文献調査

各国における電子記録債権導入に影響を与えるであろうと想定される事項について、文献等から情報を収集し、調査を行なったが、ベトナム、インドネシアについてはすでに調査を行なっていることから、基本的には情報のアップデートを中心に行った。調査項目としては、

① 産業特性及び企業特性

現在、日本国内で電子記録債権の利用が想定されている企業やビジネス環境と同様の状況にあるのかどうか、対象国における主要な産業や中小企業の役割を調査する。

② 企業の資金調達構造

企業の資金調達ニーズを深掘りするために、資金調達方法や発注企業と下請け企業の関係、中小企業向け金融の提供状況など。特に、企業において売掛金回収の遅延や小切手・手形の不渡が生じている場合、決済の信頼性向上のために電子記録債権制度の導入可能性があるのではという仮説につながる。

③ IT 利用の状況

電子記録債権制度は IT の活用を前提としているため、導入対象国における銀行間決済イン

² 本研究会は、昨年3月にハノイ (ベトナム) とジャカルタ (インドネシア) で開催されたシンポジウム終了後、日本側の参加者メンバーを中心に電子記録債権をはじめとした日本で開発された決済システムの海外導入をどのように進めるかについて継続的な調査・研究を行う目的で作られた私的研究会であり、電子記録債権機関や電子マネービジネスを行っている業者、計7社で構成されている。

フラのシステム化や企業におけるインターネット普及率、さらには、各国のIT政策等も調査対象とした。

(2) インタビュー調査

①インタビュー対象者

今回の調査に際しては、文献調査の結果及び導入モデル仮説を検証するため、対象国に導入した際に想定される電子記録債権の「利用者」「サービス提供者」及び電子記録債権導入の意思決定に影響力のある「金融当局」に対して、上述のシンポジウム時にアンケートと可能な範囲でのインタビューを実施した。

「利用者」としては、日系企業及び現地企業の双方を含んでいる。現地ローカル企業だけではなく日系企業を含め調査を行う理由は、電子記録債権の導入モデルの当初利用者、また普及へ向けての足掛かりとなるのは、むしろ、電子記録債権の利用に習熟している日系企業と想定がありうるからである。また、電子記録債権の海外での展開が国内外で同一決済手段を利用できる等の日本国企業独自の利点も想定できることからである。最終的に現地ローカル企業に資する制度とするため、現地ローカル企業のニーズについても重要視しているが、なかなか利用を想定できる企業がどのようなところなのか、接点もなかなか見いだせないため、現状では、当地における法律事務所や銀行等でのヒアリングを通じて、ニーズ調査を行なった。

「サービス提供者」としては、日系金融機関及び現地ローカル金融機関の双方を対象とした。こちらも電子記録債権の当初利用者が日系企業と想定した場合、関係する金融機関として現地に進出している日系金融機関による利用が重要になると考えられるためであり、現地ローカル金融機関での活用が対象国における電子記録債権の導入促進につながると考えられることから、現地ローカル金融機関の電子記録債権に対する見解についても調査を行なっている。

「金融当局」については、金融機関の規制当局を中心にインタビューを行なっている。金融当局に対しては、単に制度導入に向けた法整備の役割だけではなく、(特に社会主義国では)当局自体が電子債権記録機関としての役割も想定されるため、機関運営主体になりうるのか等についても意見をうかがっている。

ハノイ、ジャカルタにある国際的な渉外系法律事務所でのパートナー級弁護士との面会ヒアリングも実施している³。質問項目などは、特に現地金融当局との違いは設けなかったが、ここでは、それぞれの地域での決済ビジネスや資金調達の方法について精通している弁護士からのヒアリングを行うことができ、また、ビジネスにより近い立場であることから、電子記録債権制度の説明に対する理解も早く、効率的なインタビューを行うことができただけでなく、その後も残された不明点や本件に関連すると考えられる法改正等のニュースの提供が得られたなど、様々なフィードバックを得ることができ、インタビュー内容

³ 具体的にはバーカー&マッケンジー法律事務所の現地事務所に訪問させていただいた。

の充実化につながった。

②インタビュー項目

基本的なインタビュー事項については、導入モデルに対するニーズについて、直接・間接的に確認をとることを目的として設定した。

直接的な確認方法として、日本の電子記録債権制度そのものに関する説明や、導入モデル仮説に基づく対象国での具体的な利活用イメージを説明し、電子記録債権の効果を十分に得ることができると想定されるか、また、実際に電子記録債権が導入された場合に、自身として利用したいかという、実際の利用可能性について確認を行なっている。また、法律事務所や金融機関でのヒアリングを通じて、間接的な確認方法として、文献調査の検証も兼ねて、対象国の産業特性及び企業特性、企業の資金調達構造、IT 利用の状況について確認を行った。資金調達ニーズが高い等の事象がある場合、電子記録債権導入による効果が期待できると判断できるためである。また、文献等ではなかなか明らかにならない対象国における決済制度や法制度（とりわけ債権回収に関連する法制度や手形・小切手法を含む決済に関連する法制度やその運用の実態などもヒアリングを行っている。我が国でも電子記録債権制度を導入する際に相当な時間を使ってこれらの作業が行われたが、対象国における法制度等があるかないかは、法運用の実態などについて事前の文献調査とではかなり差異があるものもあった。特に現地での法律事務所へのヒアリングは、これまでの情報をアップデートし、実態を明らかにするという意味においても相当な効果があった。

(3) アンケート調査

上述したように、2013年3月のシンポジウム開催時に出席者にアンケートを実施している（結果等についてもまとめは巻末資料を参照。）。

ここでは、シンポジウムを通じての電子記録債権の理解度、導入できた場合の自社の対応、導入の際の課題などについての質問に回答してもらい、ニーズの確認、導入に当たった課題を検討している。

(4) 事後調査・研究

(2)までの調査は、結果的に現地調査期間に監督当局担当者への面会が可能だったかどうかや、また、本調査が調査対象国にもない仕組みであるがために必ずしもヒアリング調査を行っても、時間的制約により、制度説明だけで終わるケースもあるなど限界もあり、導入へ向けての課題等を考察するのに十分なデータが得られない、また、検討すべき法的側面はある程度分かったものの、より詳細に知ろうとすると、英語での資料がないなど言語の壁の存在が大きかったが、上述の研究会を通じての各社からの報告や中国からの生産拠点シフト等の動きに伴い、日系企業の東南アジア進出が加速的に拡大したことにより、

日本語での文献、レポートも増え、事後調査を進めるにあたって、大きな助けとなった⁴。

1.5 その他

なお、電子記録債権制度の海外普及が本研究・調査のテーマではあるが、調査等を通じて、調査対象国サイドの捉え方としては、電子記録債権制度の導入は広く「金融システム・サービスのイノベーション（電子化）」手法の一つとして扱われ、付属的に電子マネー等に関連するシステムと併せて捉える当局担当者も多かったことから、本報告書においても「課題」の部分で、そのような派生的な分野の海外普及の可能性についてもいくらか述べることにする。

2. ベトナム

2.1 決済制度

(1) 金融機関と決済システムの全体像

ベトナムの金融機関の構成としては、中央銀行であるベトナム国家銀行（State Bank of Vietnam）を頂点として、国営商業銀行（5行）、民間銀行（40行）、合併銀行（5行）、外国銀行（4行）で成り立っている。



(State Bank of Vietnam Annual Report 2011年等を参考にして作成。)

国土面積の割には、従来より銀行数は多いと考えられており、オーバーストック状態にあるとされ、今後業界内のM&Aが期待されているほか、ベトナム国家銀行も2012年に銀行改革スキーム（2012 - 2105）を実施中であり、銀行の再編を進めつつ、銀行監督・審査を適正に行うための制度整備を進めているところである。

現地調査等でも、特に現地企業でのヒアリングで感じられたことであるが、ベトナムでは、銀行の不良債権問題も深刻⁵で、一般市民の銀行制度への信頼は必ずしも高くなく、タンス預金・米ドル・金の保有に傾斜しており、銀行預金口座の増加も緩やかに上昇してい

⁴ このうち、法律面等の調査は、この1-2年のわが国の法律事務所の海外展開に伴い、それらの各事務所からのレポート等には、調査内容の確認等の面で大きく助けられた。

⁵ 国際協力銀行外国審査部 「ベトナムにおける不良債権問題と動き出した対策」（2013年6月）など

るにとどまる。そのことは、金融市場での成熟度の問題や機構改革が遅れていること、さらにはベトナム国家銀行を中心とした政府の強い規制といった問題を背景としているが、2006年の金融機関法の改正により、外資資本の金融機関への投資や100%外資系銀行の設立等が許されるという大幅な改革により、徐々に開かれた金融市場となってきている。この改革により我が国のメガバンクとベトナムの銀行の提携も進んでおり、三菱東京UFJ銀行とVietnam Joint Stock Commercial Bank for Industry and Trade、三井住友銀行とVietnam Eximbank、みずほ銀行とVietcombank、それぞれの資本提携等が行われ、地場大手銀行と外国銀行との提携関係は広がってきている。

また、銀行間決済のインフラがようやく整ってきた状況から、2007年に公務員や一部の国営企業が銀行振込み経由での支払いを開始したことをきっかけに、口座開設は継続的に拡大しつつある状態である。

ベトナムの決済システムは、銀行間決済においては、IEPS(the Inter-bank Electronic Payment System)という大口資金決済(銀行間決済用)と、小口資金決済用であるECSS(Electronic Clearing and Settlement System)の2種類があるが、前者は、ベトナム国家銀行により運営される決済システムであり、大口・小口決済の両方を持つものに対して、ECSSは、ベトナム国内の58の省や都市で運営されている電子清算決済システムである。

なお、邦銀のベトナム大手銀行との提携を通じて、金融ITインフラの支援・教育活動も行われており、すでにATMネットワークの発展ぶりなどには、眼を見張るものがあり、各大手地場銀行のオペレーションレベルの上昇に大きく寄与している。

(2) 決済手段と資金調達

ベトナム国内でのビジネス上の決済の大半は、Cash on Delivery ベースである。手形小切手も使われているが、決済まで時間がかかることや運送コストや盗難リスクを含めたハンドリングコストが高くあまり使われていない。反面、リテールバンキングの分野ではITに広く理解のある若い世代を中心に、インターネット・モバイルバンキングのニーズを取り込もうという試みがなされ、決済の電子化が徐々に進んできているところである。

外資系企業がベトナム国内で資金調達を行う場合、ベトナム国内で金融機関から借り入れることも可能であり、また、海外から資金調達することもできる。借入れられる金額は投資許可額の範囲内であれば規制はなく、業種による規制も設けられていないことから、法律上多くの規制があるようには見受けられない。もっとも進出した日系企業がベトナム国内で借入れを行うとしても、土地の所有権等が外国企業への認められていないために、日本の親会社の保証、日本の金融機関の在ベトナム支店から借り入れるケースが多く、現段階では、国内や海外にある債権等を担保にする仕組みは実態上存在していない。

海外からの借入形態は、①現金による借入、②信用状等による延払い、③海外からのファイナンス・リース、④海外での債権発行等が求められているが、1年以内の短期借入は中央銀行の登録手続き等は不要で、特に規制はない。それに対して、期間が1年を超える借

入は認可当局により承認された計画の元に借入契約が締結され、中央銀行からも借入・返済に関して、登録を行い、登録証の取得をしなければならない。

このように制度的には資金調達を行うことは制度上、複雑ではないものの、実質的には、上述のような状況から、資金調達を行うことは容易なことではないと考えられる。

2. 2 法制度

(1) 債権回収部分⁶

ベトナムの民法や民事訴訟法は、各国の法制度支援を受けながら発展を遂げてきたことを背景に、先進国とそれほどそん色のない内容となっており、ベトナム金融監督当局もその内容を十分に理解していることから、ベトナム金融監督当局への電子記録債権制度のコンセプト等を説明・理解を促すこと自体はそれほど難しいことではなかった。

また、本研究を行うにあたって、新しい債権である電子記録債権が、債権回収等の場面で活用できるかどうかポイントであり、そのため、現地において債権回収のための制度がどの程度のレベルにあるのか、また、それらの制度が、実際的かつ有効的に活用されているかがポイントとなるがその点は以下のとおりである。

ベトナムにおける債権回収は、我が国と同様に任意の債権回収手段として、①交渉・協議・催告書等の送付、②調停、③債権回収会社の利用があり、また、強制的な債権回収手段として、①訴訟（民事訴訟）をおこす、②仲裁、③強制執行、④民事保全、⑤担保制度などがある。

我が国で法的手続きを利用する場合、そのまま訴訟を通じた強制的な債権回収の手続きに入ることも可能であるが、ベトナムの場合、訴訟において和解手続きが行われることが義務付けられており、調停やあっせん、仲裁センターの活用などを通じて債権者と債務者の和解等による紛争の解決を求めるというベトナム法の考え方が強く出ている。

また、仮に、債権者は債権の任意の履行を受けられない場合でも、裁判所を通じた強制執行制度も存在するし、ベトナム民事訴訟法 99 条以下にある民事保全（以下、「緊急保全処分」という。）制度もある。

以上のように、やや不安定感はあるものの、強制執行制度や担保制度など一応のツールは確保されており、債権回収のための制度は充実していると言える。しかし、いくつかの問題点も指摘されている。

日系の現地企業が現地ローカル企業との契約と締結し、その際に、紛争解決のための条項を置くことを考えた場合、ベトナムの裁判所の訴訟運営に対する以下のような不安感を表明する弁護士が多かったことも率直に指摘しておきたい。それは、国際的な企業活動や

⁶ 本報告を執筆している過程で、特集「債権回収に関するアジア各国の法制度」（『金融法務事情』1987号2014年2月10日号）に触れる機会があった。一部、調査で不明点として残っていた部分の確認等で活用させていただいた。本論文は、電子記録債権制度の普及の可能性に研究の主体を置いていることから、債権回収制度の説明はあくまでも概要・評価になることから、詳細なる仕組みや活用状況については、上記の特集号に当たっていただきたい。ベトナムについては、43頁から58頁に記述がある。

その他の部分も含めて、専門的な知見のある裁判官の数が少ないという問題、また、国営企業との紛争の場合、政治的な側面を配慮するきらいがあることや、紙ベースでの契約書や手形・小切手の偽造等も多いことから、証拠調べ等で混乱が生じることなど、往々にして公正な訴訟運営が期待できないということである。(そのようなことから、実務上は、)企業間で締結する契約の中に仲裁条項を置き、裁判でなく、仲裁による解決を目指すことが現地では一般化していると言われている。もっとも外国仲裁を利用することが結果的にはよりフェアで満足のできる判断を得られるとしても、ベトナムの裁判所は、外国仲裁のベトナム内で執行することに対して、承認・執行の決定の権限を有しており、そのための時間と費用の問題や必ずしも承認されるとは限らない現実を考えると、仲裁条項を置いたとしても、ベトナム国内の仲裁を選択することが合理的であるとされている。

また、民事訴訟法上の緊急保全処分についても仲裁機関の決定自体はスピード感を持って出されるようだが、執行機関が扱っている件数の問題もあり、その決定を守れないとか、執行の遅延が発生しているという指摘もある。

さらには、債権回収会社(2007年の債権回収業に関する政令が出される前は非合法だった)の利用は可能であるものの、フィーが高額であるとか、回収会社も強制力を持っていないために実効性がないとか、歴史が浅いために管理が甘い回収会社も多く、契約をきちんと履行しないとか、行き過ぎた取り立て行為が一部目立っているという指摘も法律事務所等でのインタビューで聞かれた。

そのうえ、担保制度についても、特に土地所有権を担保として設定し、抵当権実行方法として抵当権者がその土地所有権を支払いの代わりに取得することが当事者間で合意されていたとしても、抵当権実行時に権利移転登録を行おうとすると、土地所有権登録機関が、改めて登記申請をすることの合意を当事者間でとることを要求されたりするという事例もあり、土地所有権を担保としてもその実効性があるかは疑問という指摘もあった。さらに、上述のようにNRASTの登記制度は存在するものの、真実の権利関係や不動産も含め適切な評価額の把握が未だ難しい状態にあり、実際に法律上の無権利の占有者が明け渡しを拒んだり、競売できたとしてもコストと時間がかかることも問題となっている。

このように、債権回収を行う場合でも、現行制度というよりは執行状況に多々問題もあることから、日系のみならず、現地の企業からも、現行の手段に代わって、新しいより安定した担保になりうる権利があった方がよいという指摘は存在する。

(2) 金融法制等

まず、電子記録債権法はむしろ、電子マネーに関連する法など、電子金融取引を促進する特別法は存在しない。仮に電子記録債権が法的な権利として認められたとしても、その管理がしっかりできていなければ、権利としての信頼性の担保ができない。我が国では電子記録債権は電子債権記録機関に保存され、その機関は民間(メガバンク子会社や銀行協会の関連会社)により運営されているが、ベトナムでは、この電子債権記録機関をどこが

担うかが問題となりそうである。ベトナムは社会主義国であり、土地などの不動産についてもそれ自体の所有を求めるのではなく、使用权を認める形にする、また、任意であるとされるNRASTへの登録（ただし、土地使用权抵当、航空機質または抵当、外洋船舶抵当などは義務づけ）についても実務上ではほとんど登録される形になっているなど、法的権利についての「国家による管理」が重視されていることから、現地大手銀行等が債権記録機関になるという方向にはならないのではないかと予測される。NRASTの機能の充実化など、現行のベトナムの機関の拡充や中央銀行主体での制度整備の可能性等、いくつものオプションが考えられるものの、所管がどこになるのかも含め、現段階では不透明な部分がある。

2.3 ベトナムにおける導入可能性

(1) 電子記録債権制度のニーズの存在

上述のように①既存の担保制度が使い勝手が悪いこと、また、②本来担保にふさわしい土地利用権などを日系企業が保持することが難しい状態であること、③手形・小切手も利用されているものの、決済に時間がかかることや偽造の多発で信頼性はなく、生産者側は、Cash on Delivery ベースでの決済のため、代金受け取りまでセルフファイナンスをしなければならない等の現実から、何らかの新しい担保になりうるもの（＝裁判上も、明らかな証拠物として取り扱われるもの）を日系企業のみならず、現地ローカル企業を欲していることは事実である。電子記録債権が新しい債権の形として認められれば売掛債権をベースにしたファイナンスも可能であるし、また、先日払いの証拠にもなり、安全性の問題も含め、ベトナムが抱える商業決済の問題点を大きく解決することができる可能性がある。

また、現在、ベトナム国内では、交通網等のインフラの近代化も急速に進められているが、依然、特に陸路のインフラの立ち遅れは、物流の妨げになっていると同時に手形・小切手等、金流面に関連するドキュメントのデリバリーの遅れにつながっていることから、電子記録債権制度の導入により決済と債権データの電子化が進むことにより、商流データと金流データを同時に取り扱えることも含めて、従来からベトナム国内で課題であったサプライチェーンの構築とも繋がり、ベトナム国内の製造業同士の繋がりや物流制度にも大きなインパクトを与えるだろうと予測できる。

さらに、金融面でも、手形の電子化等が検討されているようだが、手形を担保とする考え方がもともとないこともあり、あまりインパクトがない。むしろ、上述のように新しい担保として、売掛債権等を電子化できるこの電子記録債権が定着すれば、金融機関からのその内容を審査し、融資へと結びつけることができ、ベトナムにおける新たな資金調達手段ともなりうるのではないか。このことは、多くの小規模・零細企業で構成されているためにこれまで、担保ベースの融資、資金調達ができなかったベトナムの地場企業の発展にも寄与しうる可能性がある。

その上で、当地におけるヒアリングでは、証券業界等（例：財務省国家証券委員会）か

らは制度が仮に導入されると、売掛債権等をベースにした電子記録債権を基に、比較的短期の証券を組成し、一般に売り出すなど、ベトナム国内の証券市場の活性化にも活用できないかという声も聞かれた。

以上のことから、電子記録債権制度をベトナムで運用するニーズは十分に存在していると考えられる。

(2) IT 環境

既に、銀行の IT インフラ環境については、相当な進歩がみられることは上述したが、電子記録債権制度を運用しようとなると、IT 企業のレベルや人材の存在、更には、当地のインターネット環境を中心とした IT 環境が気になる点である。

ベトナムには 2012 年の段階で既に約 1550 社程度の日系企業が進出しているという調査もあり⁷、これまでは製造業を中心とした進出が目立ってきたが、最近では、ソフトウェア産業の進出が目立ってきている。もとより、既に日系大手 IT ベンダーは現地に現地法人等を設置しているが、最近では、開発発注先としての伸びが注目される。以下の表でも明らかのように、中国からシェアを奪ってきている状況にあり我が国の IT 企業がベトナムの現地における IT 企業が十二分な技術・人材を持ち合わせてきているということを認めていることを物語っている。

(表1 日本の IT 企業によるオフショア開発発注先相手国 (直接発注分) の実績)

相手国	2007年	2008年	2009年	2010年
中国	83.30%	80.30%	84.90%	78.10%
ベトナム	13.90%	15.80%	17.80%	23.30%
インド	16.70%	13.20%	13.70%	13.70%
フィリピン	6.90%	7.90%	5.50%	5.50%

独立行政法人情報処理推進機構「IT人材白書2012」より

また、電子記録債権制度を運用しようとする、実際、ベトナムのインターネット環境は以下の図表のように急速な伸びをみせている。

⁷ 帝国データバンク 「特別企画 ベトナム進出企業の実績調査」 2012年2月

(表2 ベトナムのインターネット環境：括弧内は前年比)

指標項目	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
100名あたり携帯電話契約数	52.85	86.85 (64%)	113.40 (31%)	127.68 (13%)	144.19 (13%)
100名あたりインターネット利用者数	21.05	24.10 (14%)	26.55 (10%)	30.65 (15%)	35.07 (14%)
100名あたりブロードバンドインターネット契約数	NA	3.33	3.71 (11%)	4.20 (13%)	22.48 (435%)
100名あたり3Gネットワーク利用携帯電話契約数	NA	NA	8.12	8.78 (8%)	18.14 (107%)
利用者1名あたりインターネット国際回線容量 (bit/s)	NA	2,856	4,125 (44%)	4,849 (18%)	10,685 (120%)
“.vn”ドメイン名登録数	NA	105,326	133,568 (27%)	180,870 (35%)	261,116 (44%)
ベトナム語ドメイン名登録数	NA	NA	NA	5,566	548,728 (9,759%)

ベトナム情報通信省「ベトナム情報通信技術白書2012」および過年度版同白書による

このように、広く民間でのインターネット環境が充実化してきており、電子記録債権制度を導入する際に利用者サイドにも必要とされるインフラは、既に一定のレベルの状況が完備されていると考えられる。傾向として、これまで我が国からベトナムのITベンダーへはゲーム等比較的軽めのソフト開発の外注が多かったようだが、電子記録債権制度の導入により、我が国の金融ITベンダーのベトナムへ進出の拡充と、ベトナム国内のITベンダーのレベルアップにも結び付くと予想される。

(3) 制度面での支援の必要性

ベトナムについては、既に2009年から2011年までJICAベトナム法・資本制度改革支援プログラムにより、我が国から専門家が送られ、2009年の7月から施行された民事判決執行法の運営面の支援を行ったが、電子記録債権の場合、当地には現在同様の法がないことから、何らかの形での法制度支援を行う必要がある。もともと、上述のようにこれまでの諸外国による法制度改革プログラム等による支援の結果、(運用上の問題は多々あるものの)制度面では、先進国に引けを取らない状況にまで発展してきていること、また、我が国で電子記録債権法制を検討した折も、どのような性質の債権にするか、既存の法制度との関連で長期にわたっての検討が行われたが、ベトナムの場合、これまで、急速な経済とITの発展とともに、本来、先進国ならば必要とされてきた検討プロセスを一気に飛び越えて、比較的短期に先進国と同様の制度を導入してきた経緯もあり、電子記録債権制度

についても同様な形での制度導入は可能であるかもしれない。

(4) まとめ

本年度研究調査を通じて、改めて、ベトナムにおいて電子記録債権制度の導入には、現地の決済制度や企業の資金調達等の側面において相当なメリットがあると考えられる。ベトナム政府は中小企業支援策を積極的に進めているものの、中小企業の資金調達は困難で、昨年の1-3月期に前年度比で企業倒産比率が15%以上も高かったことが話題となったが、現在でもセルフファイナンスが主体となっている状況で、経営困難にある企業数は多く、電子記録債権制度を応用して売掛債権をベースにした企業金融を確立することができれば、状況の変化が期待できるかもしれない。しかしながら、現金決済は未だ大多数を占める中で、電子記録債権を普及させることは、単に新たな法制度を導入するというだけでなく、商慣習の面でも大きな改定となることから、まずは、ベトナムの現地企業の現状の商慣習をどう変えていくかが課題となるだろう。

さらに、相当規制緩和されてきたとはいえ、社会主義国であるということを背景に、依然中央銀行のコントロールが厳しく、電子記録債権制度を我が国と同じような形で導入しようとする、債権記録機関をどのような機関が行うのか等、監督制度にまでかかわる部分での調整が必要なのではないかと予測されることから、電子記録債権制度の導入に関しては、時間をかけた対応が必要であると考えられる。

3. インドネシア

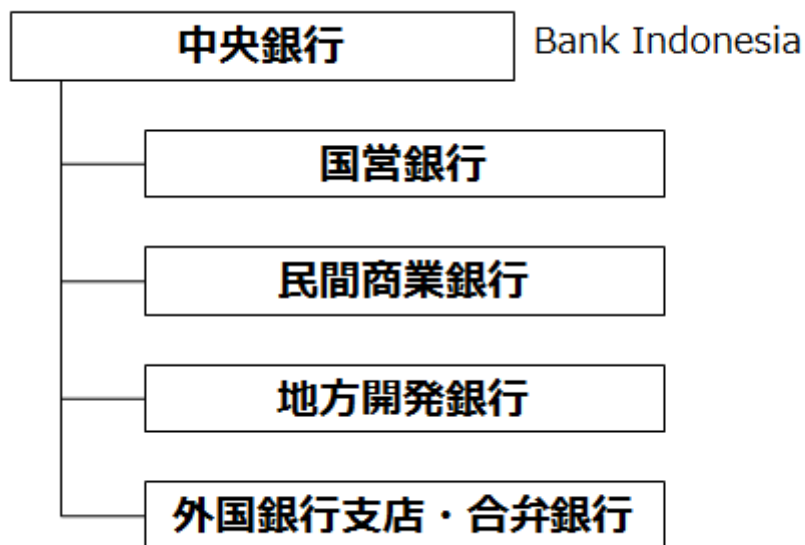
3.1 決済制度

(1) 金融機関と決済システムの全体像

インドネシアの銀行構成としては、以下のように中央銀行である Bank Indonesia を頂点として国営銀行、民間商業銀行ならびに地方開発銀行、さらには外国銀行支店・合弁銀行がぶらさがる形になっている⁸。

⁸ もともとインドネシアでは1990年代後半のアジア通貨危機で金融危機対応の弱さを露呈した反省から、財務省、Bank Indonesia を中心に金融規制監督の改革が進展してきた。2013年末から銀行監督局を皮切りに、徐々にそれまで Bank Indonesia が中心に金融監督をしていた構造が変化し、2014年よりインドネシア銀行庁(OJK: Otoritas Jasa Keuangan) が金融監督の中核となっている。もともと、金融監督機能を一元化する体制を持っているのは我が国を含め、少数派であり、どのような監督を行っていくのか、また、人材をどう確保・維持するのか等、課題は残っている状況である。

(図3 インドネシアの銀行制度)



(国際協力銀行「インドネシアの投資環境」(2012年)等を参考により作図)

インドネシアは、世界有数の島国であるために、地理的要因から金融機関を利用する際にユーザー側にとっての制約も多く、そのことは、経済的な理由や地理的な理由から銀行口座を持たない人が国民の80%以上を占めている⁹ことからもうかがえる。

反面、決済システムは以下のように充実した内容になっており、その地理的不利を決済システムでカバーしているとも考えられる。

⁹金融庁委託調査「アジア諸国に対する電子記録債権の日本型モデルの普及に関する調査」(NTTデータ経営研究所、2012年、<http://www.fsa.go.jp/common/about/research/20121203.html>)より

(図4) インドネシアの決済システム



(Bank of Indonesia Website 等を参考に作図。)

上記の図でも明らかのようにインドネシアでは、ATMネットワークは5種類存在するが、インドネシアの国土の幅広い範囲をカバーしており、そのうち2種類が中央銀行口座にて決済を行う形になっている。また、さらにBI-RTGSでは、その期間メッセージプラットフォームにSWIFTNetが採用されており、そのことで、国内取引やクロスボーダー取引と関係なく、シングルWindowで統一標準に従った形での取引が可能となっており、運用ミスの減少や手続きの効率化さらには、メッセージングサービスまで利用できるようになっている。また、SKNBIも小口決済を電子的に行うxcredit funds transferが実現できており、小切手処理の電子化等も進んでおり、決済システムのレベルは潜在的に相当高いレベルにあると考えられる。

(2) 決済手段と資金調達

インドネシア国内でのビジネス上の決済の大半はCash on Deliveryであり、手形小切手も使われているが、上述のベトナム同様、決済までにかかる時間や(上述のように地理的

な側面もあり) 運送コスト・盗難リスク等の問題があり、あまり使われていない。反面、リテールバンキングのエリアでは、上述のようにATMネットワークが全土をカバーしているほか、最近ではまだ黎明期ではあるが電子マネー業者も登場しており、近年、電子マネー法制も整備されてきたところであり、決済の電子化が進められている。

外資系企業がインドネシア国内で資金調達を行う場合、一般的に銀行からの借入れや、親会社からの調達、リースやファクタリングの利用、社債発行といった様々な方法があり、資金調達に係わる規制は一般的には少なく¹⁰、また、政府当局の投資誘致の方針からとりわけ製造業に関して外貨規制についてはほぼない状態にあり、外国投資法により資本の引き揚げや利益送金の権利も保証されている。

しかし、我が国同様に、少数の大企業の数と比較して圧倒的多数の中小企業が下請けとして大企業を支えていく構造になっているにも関わらず、中小企業の信用力についてもトラックレコードとなるものもあまりないことから、企業間信用による中小企業向けファイナンスの仕組みはまだまだ発展途上にあり、依然、その信用力の低さ等から企業活動に必要な資金の借入れを行うより、内部資金を活用したり、親族や知人からの借入や高利貸し等といった、インフォーマル金融市場を資金調達のチャンネルにしている状況が続いている。その影響からもあり、動産については、リースが従前より活用されており、その分野では、以前より日系企業が現地でも幅広いオペレーションを展開している。現地における日系商社等でも商売を行うに当たって、後述する債権回収の問題と、インドネシア国内の企業の格付けを行うのが難しく、投資やビジネスボリュームの拡大を考えたときの取引先の審査をどう行うかが難しいという声がヒアリング等を通じて聞かれた。

3. 2 法制度

(1) 債権回収部分

インドネシアの法体系は一般的に大陸法系であり、民法・商法、更には、民事手続法等には今でもかつての宗主国であったオランダの影響があるとされる。また、当然のことながら、世界最大のイスラム教国のひとつでもあり、イスラム法も検討の範囲に入る。民事手続法については、最高裁判所による多数の通達が出されるのが特徴で、下級審の裁判官を法的には拘束していないとはされるものの大きな影響を与えているといわれている。

インドネシアも債権回収のための様々な手段、例えば、民事訴訟、仲裁、強制執行、民事保全や担保制度など一通りの制度が用意されている。また、これらの手段を講ずる前に催告書を送ったり、任意履行を求めるための交渉を行うことは我が国と同様であるが、当地の民事手続法 224 条等によれば我が国における公正証書に該当する Akta Pengakuan Hutang (債務受託証書) がある場合、債権者は確定判決を得なくても同証書に基づいて(後

¹⁰ さらに日系企業に関しては、2014年5月に財務省は日系企業の資金調達を支援する枠組みに関してインドネシアと合意したと発表しており、日本の銀行がインドネシアの通貨ルピアを円と引き換えに現地の銀行から調達する際、現地銀行の信用を国際協力銀行(JBIC)が保証する仕組みを導入し、日本の銀行による日系企業へのルピア建て融資を後押しする仕組みも出来上がった。

述するように実際にできるかどうかはともかく) 強制執行の申し立てをすることができる
とされている。しかしながら、以下のようにツールは用意されていても執行手段として実
際に使えるかについては、調査でのインタビュー等を通じて多くの問題が指摘されたた
ちところである。

まず、民事訴訟を提起して強制的な債権回収を行うことは可能であるが、法律事務所等
でのヒアリングでは、訴訟の処理スピードが遅く、裁判がたびたび長期化することや、裁
判官の汚職事件が報道されるなど紛争解決機関としての信頼性に欠く部分があり、特に外
国企業が当事者となる場合は紛争解決手段として必ずしも勧められる状況にはないとい
う指摘もあった。また、仲裁制度については、国内でもインドネシア仲裁委員会 (Badan
Arbitrase Nasional Indonesia) があるが、外国企業が一方の当事者である場合、インド
ネシア国内法がよくわからない点を嫌い、シンガポール仲裁センター等での仲裁を選択さ
れる場合が多いようである。また、外国の仲裁機関による仲裁手続きに服することで合意
するケースこそ相当数あるものの、一方当事者であるインドネシア企業が不法行為等の請
求原因で裁判所に訴えを提起し、仲裁合意を回避しようとするケースもある。

インドネシアの民事手続法から金銭債権の強制執行の手段として動産や不動産に対する
差押えの規定があることから、この規定を活用した回収も可能であると考えられるが、不
服がある債務者や第三者の不服申立により裁判所がそれに対する判断を下されるまでの間
執行の停止ができることから、この執行制度が執行妨害に利用されるケースが頻発してい
るとされる。

さらに、金銭債権の保全のために本案訴訟の相手方が所有する財産に対する仮差押制度
が民事手続法で認められているが、本案訴訟が提起されない限り、保全申立てが受理されな
い形になっていること、また、一般的に保全命令が出るのに数か月かかるのが一般的とな
っており、債務者に知られることなく、保全措置をとることは難しいようである。

そのうえで、金銭債権の担保としては、不動産に関する権利を目的とする抵当権、質権、
信託担保権がある。このうち、抵当権については登記簿に記録されることが設定について
の効力発生要因とされているが、対抗要件としての性質はなく、登記にも公信用はないと
される。そのような中、ユニークなのは、Fidusia という信託担保権の存在である。これは、
担保権設定者と担保権者の間の信認の下、担保設定権者が担保権者にまず担保目的物の所
有権を譲渡したうえで、担保権設定者が引き続き、当該担保目的物を管理することができる
という一種の信託のようなものであり、信託担保法として 1999 年より導入されている。
信託担保権は動産ならびに抵当権設定ができない不動産を目的として設定することができる
ものであるが、売掛金債権や株式について、更には、在庫物の担保目的物が変わる流動
集合動産や将来債権についても登記時の特定が可能である限り、信託担保権の設定は可能
とされ、インドネシアの担保制度の中で、金融機関が融資の担保として信託担保権を広く
活用しており、一種の担保権として応用されている。しかし、信託担保権の登記は抵当権
の登記のケースとは違い、一般に公開されるものとなっているが、登記所の事務作業の遅

延等により登記情報にアクセスできないことが発生するなどの問題が指摘されており、利用がなかなか広がらない状況の様である。(この点、現地でのヒアリングでは、信託担保権の登記を電子記録債権制度の仕組みに乗せることで、一種の登記所的な役割を持たせ、設定者がのせた情報がすぐに見られる形ができると、大幅なスピードアップに繋がるだけでなく、信託担保権を様々な形での活用の幅が広がるのではないかという指摘もあった。)

以上、概略的にのみ紹介したが、インドネシアでは、債権回収に関しては一通りの制度整備はなされているものの、民事訴訟、強制執行や民事保全、仲裁などの制度を利用して債権回収を行おうとしても、実際に迅速性や透明性に欠くなど問題も多いことから、回収作業を行う場合、法制度を活用するというよりは、債権回収会社を通じて処理を民間同士の交渉で行うケースが多くなっているのが現状である。

(2) 金融法制等

ベトナム同様、電子記録債権法はないが、電子マネー法は既に存在しており、これまでの決済インフラの整備状況から見ても、ITを活用した決済インフラのイノベーションを進めるための制度づくりの基礎はできていると考えられる。電子記録債権制度の内容そのものは、手形の利用がもともと限定的であることから、現地金融機関や金融監督当局からは、手形債権の代替物としてではなく、新しい債権登記制度として捉えられる傾向が強いものの、上述した登記制度が抱える様々な問題を解決し、よりスムーズな企業信用の仕組みを構築しうるものとして、現地金融機関や当局からも捉えられている。そのうえで、電子債権記録機関をどのような機関が担っていくかについても、インドネシアではすでに Bank Mandiri をはじめとする大手10行体制が確立しており、我が国と同様にそれらの大手銀行が中心になって、電子債権記録機関を子会社形式等で設立したり、共同形式で銀行協会等の下に設置することについても、現地金融監督当局や法律事務所等からは当地の既存の銀行法等の一部の調整が必要なようだが、特に大きな法的障害はないのではないかという見解が述べられている。

しかし、世界最大のイスラム教国であることを背景に、インドネシアでの金融法制を理解する上では、とりわけシャリア(イスラム法)の影響を考える必要があり、特に、金融ビジネスにおける利子の問題等でその適合性なども検討する必要がある。その点についても、Bank Indonesia の法務担当官からは、電子記録債権を担保にして利子をつけるローンを出す形はシャリア上問題があるが、ディスカウントして資金を提供する形ならば問題はないのではないかという見解を得たことから、資金調達の方法として導入されたとしても、電子記録債権制度を活用することは可能のようである。

3. 3 インドネシアにおける導入可能性

(1) 電子記録債権制度のニーズの存在

上述のように①信託担保権等新しいツールもあり、法的ツールこそ整っているものの、

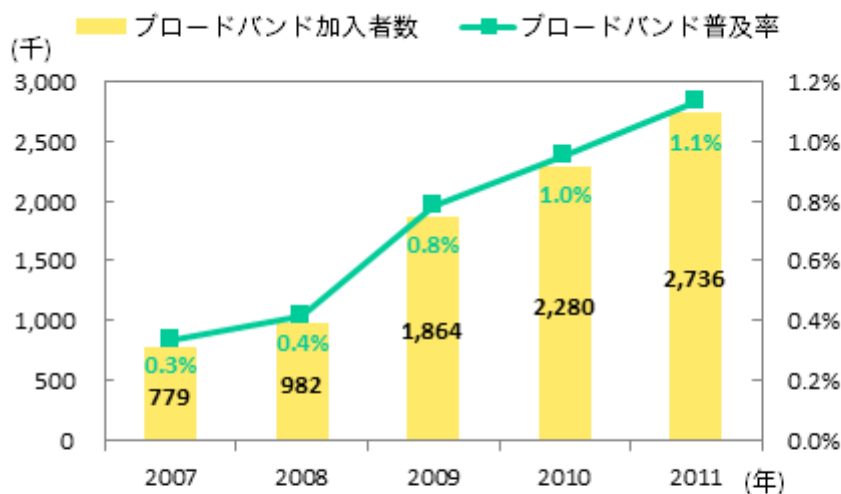
履行するにあたり障害が多く、法的枠組みの使い勝手が悪いことから、現地外国企業だけでなく、国内業者からも改善の要望・ニーズが存在している、②地理的側面もあり、小切手を使った決済の利用も限定的で、Cash on Delivery ベースでの決済が主流なため、下請け等の中小企業はセルフファイナンスを余儀なくされているケースが大半であり、経済発展の過程のなかで、企業そのものの格付けや企業間信用を活用したファイナンスのニーズが高まっていることから、債権の「見える化」が可能な電子記録債権は、これまでインドネシアにはほとんどなかった企業間信用や業者の格付け・審査のツールとして、現地に根を張っている日系企業だけでなく、現地ローカル企業にとって広く活用される可能性がある、③ジャカルタ経済圏の急速な発展の中、サプライチェーンの構築・整備が急務となっており、電子記録債権制度の導入が流通面でのインフラを支えるツールとなりうる可能性がある、④幸い、決済システムインフラの近代化への取組みが進んでおり、電子記録債権についてもその内容は理解を得やすい、など、インドネシアでは電子記録債権制度を受け入れる余地が十二分にあると考えられる。

(2) IT 環境

上述したように、銀行の IT インフラ環境については法や政策上の支援もあり、相当のレベルにある。加えて、モバイルペイメントの実証実験も昨年、日本の NTT データ等の協力のもと終了しており、国土面での不利を IT 面で補う発想から、政府全体として、情報通信基盤整理には熱心な取組がみられる。最近では、電子政府関連の施策を進めていくために住民登録証の電子化も進められており、既に 1 億 8000 万人程度の登録が終了しているとみられている。

インターネット接続サービス関連免許は、2011 年末現在で 204 社が取得しており、ワルネットと呼ばれる公衆インターネット接続センターが、インターネット接続普及の中心的な役割を担っている。また、ブロードバンド・サービスの提供については、テルコムが 2001 年から ADSL の商用サービスを開始し、首都圏では、ファーストメディアやテルコムヴィジョンといったケーブルテレビ事業者が、インターネット接続サービスを提供しており、積極的な展開を行っている。2013 年末現在、ブロードバンドの加入者数は 300 万を超えたレベルに達しているのではないかと推計されている。

■ ブロードバンド加入者及び普及率(2007-2011年)



	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
ブロードバンド加入者数(千)	779	982	1,864	2,280	2,736
ブロードバンド普及率	0.3%	0.4%	0.8%	1.0%	1.1%

出所: ITU-World Telecommunication/ICT Indicators Database, June 2012

また、携帯電話に関しては、2012年3月現在の加入者数は、2億5,416万人で、主要事業者は、テルコムセル、インドサット、XL アクシアタで、3社で約2億の加入があり、市場シェアの約81%を占めている。2007年末の規制緩和で可能となった基盤共用の結果、基地局設置がスピードアップし、加入の拡大を導いている。また、料金競争が活性化し、SMS等の過剰な値引きに対して規制機関からの指導がなされている。ネットワーク敷設や人口カバレッジの達成に条件を付けて、達成されない場合の罰則も強化された結果、整備が加速化した経緯があり、上述の過剰競争もあって、携帯電話の普及率はほぼ100%に近い状態になってきている。

このような中、上述のように、NTT データをはじめとして我が国からの主要な IT ベンダーもすでにインドネシアで幅広くビジネス展開しており、電子記録債権制度のインドネシアでの普及を考えるうえでも、ベトナム以上に基盤が出来上がっている状況と言える。

(3) まとめ

本年度研究調査を通じて、改めて、インドネシアにおける電子記録債権制度の導入には、現地の決済制度や法制度の整備、さらには企業の資金調達等の側面においても相当なメリットがあると結論づけられる。

インドネシアの場合、中国などからの日系企業の生産ラインのシフト等もあって、投資

調整庁 (BKPM) が1月21日に公表した投資統計によると、2013年の対内直接投資額 (実行ベースでの外国投資、国内投資の合計) は、前年比27.3%増の398兆6,000億ルピア (約3兆3,500億円、1ルピア=約0.0084円) となり、外国直接投資は16.5%増の286億1,754万ドル、国内投資は39.0%増の128兆2,000億ルピアとなり、ともに過去最高を更新し他状況になっている (日本からの投資はここ数年、好調な内需向けを中心に進出ラッシュが続いており、国別で7年ぶりの首位となった。) ことを背景に、今後とも堅調な経済成長が見込まれる。電子記録債権制度の導入は、その中で、商慣習を変えるツールというよりは、商習慣や決済の仕組みさらには、企業間信用の仕組みの整備につながる点で、インドネシアにとっても有効なインフラ支援となりうるはずである。また、今や1200社を超える日系企業の現地での資金調達や債権管理手法のサポートを行うという側面からも、早期にインドネシア政府との交渉を進めながら、導入を向けての支援を行うべきと考える。

なお、当地での金融監督当局や現地銀行からのヒアリングを通じて、日本型の交通系電子マネーに対する強い関心が表明されたことが幾度かあった。既に我が国から中古の鉄道車両の輸出など既存のインフラ強化に関連する様々な協力は行われているところだが、とりわけ渋滞がひどいジャカルタ首都圏を中心に、交通インフラの近代化は避けては通れない課題となっており、そこでの交通インフラの支援と併せて、我が国と同様な交通機関の乗車券に少額決済に利用できる電子マネーが付いた交通系電子マネーの導入も一つの検討課題となっているようである。貧困の差があるインドネシア社会で、クレジットカードの幅広い普及は当面望めず、事実上リテール向けの決済ツールが現金しかない状態において、電子マネーの普及は、インフレが高水準にあるインドネシアで紙幣発行をある程度抑制し、効率の良いキャッシュレス社会へ導いていくツールと考えられているようである。(電子マネー法制の早期整備からもその方向性、意欲を感じられる。)

4. 展望と課題

本章は、調査とその後の研究全体を振り返り、調査対象国2カ国における電子記録債権の導入可能性と今後の課題進め方について包括的に検討する。

4. 1 導入可能性について

(1) 総論

今回の対象国について、①法制度・決済システムを含めたインフラ要件、②企業間信用の発生状況、③商取引並びに金融取引関係者のニーズ等から、導入可能性を検討した結果、昨年度同様、導入のいずれの国についても電子記録債権制度の当地において、導入できる可能性が認められ (なお、調査対象国毎の導入可能性の詳細については、各国調査の「導入可能性」の頁に記載した通りである。)、導入の結果、それぞれの国において、決済システムのみならず、企業の与信判断のためのデータベースづくり、については新しい資金調達

の手法となる可能性も含めて、現地の日系企業のみならず、現地企業の発展に寄与する可能性があると考える。以下、要件別に述べる。

(2) インフラ要件に基づく導入可能性

インフラ要件として、決済インフラ、金融 IT インフラ、法制度の整備状況等に分けて、導入可能性を検討する。

① 決済インフラ

ベトナム・インドネシア両国では、銀行間決済、ATM ネットワーク決済、小切手クリアリング等の整備については、一通りの整備が進んでおり、都市部においては一般先進国と比較してもそんな色のないレベル金融サービスを受けることが可能だが、社会インフラが大都市と地方では依然、相当な格差があり、決済ネットワークについては、「点と線」をカバーしているという状況には変わらない。

しかし、インドネシアなどでは我が国のシステムベンダーが決済システムの一部を受注し稼働させていたり、また、ベトナムでも主要な銀行が邦銀との提携を行った結果、これらの提携先銀行の支援を受けて、ここ数年、内部の決済インフラの状況については急速な進歩がみられる状況にある。日系企業の生産拠点があり、生産活動が行われているような地域では、各国の地場大手銀行が、(下記にもあるように)ここ数年で急速に進歩してきた IT インフラの充実化を背景に、一定レベルの水準の決済サービスを展開している。

ただし、決済方法については、両国とも、現段階では、Cash on delivery が原則であり、多くの決済は銀行間振込み等で処理されているが、口座間での資金移動が難しい場合などでは、依然手形も利用されているものの、運送コストや紛失リスク等の問題が存在することから、決済手段や担保として使われてきた手形等の紙ベースの手段を電子的手段を用いることで、より安全で安定性の高いツールを得たいというニーズは、金融機関側のみならず、利用者側である現地企業などにも潜在的に広く存在する。

② 金融 IT インフラ面

インドネシアなどでは我が国のシステムベンダーが決済システムの一部を受注し稼働させていたり、また、ベトナムでも主要な銀行が邦銀との提携を行った結果、これらの提携先銀行の支援を受けて、ここ数年、銀行内部の決済インフラの状況については急速な進歩がみられている。また、インドネシアなどでは電子マネーサービスなどの新しい技術を基盤にした金融サービスも一部ではスタートしており、ベトナムでも我が国の援助のもと、交通カードとしての IC カード導入を進めていく方向もあり、そこに電子マネー的な要素を加えていくことは、発行者等をどうするかという問題をある程度クリアにすれば、我が国のような交通型電子マネー実現の可能性は高いと考えられる。また、インドネシアでも交通インフラの拡充とともに、現在の磁気式のバスカード等から IC カード化を進め、交通型電子マネーを実現することで、少額決済分野の近代化をさらに進めることも可能であろう。

以上のことから、それぞれの国々の大手金融機関については、電子記録債権制度を導入するとしても、それを受け入れるだけの十二分な金融ITインフラの素地はあると考えられる。

③法制度面

法制度についても、上述のように民法（とりわけ債権法制）・手形法制などの領域における法制度そのものの内容は我が国と比較しても、さほどそん色ない内容であり、また、倒産法制なども整備されている。

しかし、実際にそれらを活用するとなると、政治体制や社会習慣等の問題を背景に裁判所は必ずしも債権回収のサポートに積極的ではない部分があるという現場の声は両国ともに共通して聞かれたところである。また、契約書や手形等の偽造も多いことから、その真偽の確認だけで時間がかかるなど、現実には法の運用面で立ち遅れている部分があると考えられる。このような状況の中、特に売掛債権等の存在をどう立証するかという点で、両国ともに、登記制度が一部未整備だったり、その現実的な効力が限定的であることから、各国の当局・法曹関係者や金融機関さらには金融サービス利用者において電子記録債権の登録制度が導入されることで、裁判等で有効に活用されるのではという期待は大きく、登記などの制度の代替手段としても期待されている。とりわけ、電子債権記録機関が独立した組織として債権記録を高いセキュリティを維持しながら保存しているという仕組みは、手形の電子化制度というものがすでにアジア諸国の一部で行われている中、偽電子手形等の事例の発生により、電子手形の安全性に疑義が出てきていることと比較しても、債権の安全性の高さから、現地法律事務所や各国金融監督当局からも評価されている。

ただし、上述のように、ある程度な法整備がなされていても、法執行面での問題が解決しないと、電子記録債権制度の導入で売掛債権に対する第三者対抗要件の具備等は確立できたとしても、債権回収面では効果が発揮できず、単なる登記制度のアップデートなようなことになりかねない。本稿の本旨ではないが、法務省等で従前よりなされている法整備支援活動と足並みをそろえて、制度導入を図ることができれば、各国にとってもより効率的な効果をもたらすことになると考えられる。

(3) 関係者ニーズ等に基づく導入可能性について

前回の研究調査の結論と同様、電子記録債権の持つ企業間信用の電子化というコンセプトについては、ヒアリング等を通じた調査でも各国の製造業の発展途上のなか、債権の長期化の傾向は変わっていないことが確認されている。現段階では、いずれの国々でも中小企業金融の提供は十分とは言えず、調達金利も高いことから、債権の長期化の傾向は、現地企業の資金繰りをさらに困難なものにさせている。企業間信用の制度を確立し、中短期資金の調達という視点からも、従来ではその方法が限定的で、ほとんどなかった中小企業の債権の買い取りニーズも高まってきており、電子記録債権制度はそのニーズをカバーできるツールの一つとなりうるだろう。

本調査においても、いずれの国からも前調査の時と同様に、電子記録債権の内容については、監督当局等の一定の理解は得られていること、また、各国ともに決済のイノベーションをさらに進めていきたいという方向性は変わらないことから、今後も導入の可能性はニーズ面からも存在すると考えられる。

(4) 調査国におけるアンケート結果とその後の研究調査活動を振り返って

周知期間が短かったことや、ベトナムでは経済の中心であるホーチミンではなく、政治の中心であるハノイでセミナーを開催したこともあり、ハノイ、ジャカルタの両都市で開催されたセミナーは必ずしも多くの参加者を集めたとは言えなかったが、中央銀行を含む監督当局や各国の大手金融機関、法律事務所、現地ならびに日系企業等、幅広いプレーヤーを集めることができ、電子記録債権制度の周知には貢献できたと考えられる。

アンケート結果でも、電子記録債権制度は新しい決済システムとして理解し、高く評価されているのがうかがえるが、現地企業や金融機関からは、新しい制度の導入について、法制度の整備、ITレベルがまだまだ各国内でも格差も大きいことも反映して、(企業や金融機関が対応できるかという)技術・教育面での不安、また、電子記録債権制度そのものが諸外国にないために、各国ともにこれまでの商習慣や文化面で何か抵触するものはないのか等の懸念も表明され、これまでの研究調査で初めて、包括的な意味での現地企業の「本音」をつかむことができ、導入に向けての課題の整理へとつながった。

もともと、現地調査は期間が限定的でかつ、ヒアリング調査できるところも極めて限られていることから、本報告をまとめるに当たっても、その後の研究会での各社報告やそれを通じての議論が非常に大きな役割を果たしている。研究会では現地調査の結果を受けて導入の可能性をどう考えるかが議論の対象となったが、各社の現地におけるネットワーク等を通じた情報等を加味して考えても、調査国への電子記録債権制度の導入には、それらの国々の決済システムや物流システム、更には、上述してきた債権法制の安定化を考えると大きなインパクトがあり、進出している日系企業の資金管理等にも貢献できると予想されること、また、これまで、あまりなかった海外への我が国の金融システム輸出を、東南アジア諸国への金融インフラ支援という大義名分のもとに行えることへの期待が表明された。しかし、後で詳述するが、経済やインフラの発展具合や商習慣等は各国で相当の差があることもあり、一律的な導入を進めることの困難さが指摘された。

4. 2 課題

一制度としての導入を進めるに当たっての課題と今後の検討を進めるに当たっての提言

上述のように、インドネシアとベトナム両国については、これまでの研究調査活動等ならびに、各国でのセミナーを開催して、広く現地当局や現地企業に対しても電子記録債権制度について理解してもらおう機会を作ることができた。結果、当地での電子記録債権制度

についての理解はある程度広まったと考えられるが、来年度以降に制度輸出について具体的な結果を求めようとするならば、以下のさらなる課題について検討する必要があると考える。

(1) オールジャパンでの国家レベルのアプローチ

上述のように、これまでの調査において、各国の監督当局との議論では、電子記録債権制度の導入が現地での決済インフラや企業ファイナンスのイノベーションに結びつくかもしれないということについては一定の理解を得ることができたものの、最終的に導入するかしらないかは、これまでの存在しないものを作るという点で、かつて我が国が行ったような法制度面での整備が必要であることは言うまでもない。各国監督当局ともに、制度整備を行うにあたり、やはり民間で電子記録債権制度が必要であるというニーズを求める声が現地で大きくなると導入のインセンティブにはならないという見解は共通しており、それは日本政府だけの力では達成しえない。

そこで、電子記録債権への理解とニーズの高まりを大きくするためには、具体的には、現地金融監督当局とも広く連携し、2013年に実施したようなセミナーを行い、広範囲に現地金融機関や企業に対する説明ができる機会を作り出すことが重要と考えられるが、手形制度があっても企業間信用のツールとして使われておらず、かつ、電子記録債権制度そのものと類似した制度がなく、商習慣にも違いがある国々で、現地企業自身でそれをどのように活用・利用できるかについてはなかなか具体的なイメージや考えが及ばないであろうと考えられる。

そこで、引き続き、より幅広く地場企業に電子記録債権制度を知ってもらうために、現地企業向けのセミナーの開催も検討しつつも、まずは、現地で展開している日系企業向けのセミナーを行い、電子記録債権制度について（親会社等経由で）ある程度内容を把握できている日系企業に対して、改めて電子記録債権制度のメリットを理解し、進出している国々での活用方法を検討してもらう機会を設け、さらにそこで出てきた活用方法、メリットを取引のある現地企業に伝えてもらう形で、現地の取引の実態にあったニーズの掘り起こしを行うことが、電子記録債権制度の効率的な導入につながるのではないかと考えられる。これについては、現地に進出している邦銀支店やITベンダー現地法人等の協力を得ることで、セミナー等の参加人数の確保や現地ニーズの整理を行うことも可能であると考えられる。

(2) 調査国拡大による導入推進

一集中と選択

前年度における文献調査の結果の確認と、企業間信用等の実態把握、及び電子記録債権に関わる関係者ニーズの確認を行うことで、ビジネスモデルとしての観点から導入可能性を検討し、その結果、対象国いずれにおいても電子記録債権の導入可能性が認められたこ

とから、今後は、調査対象国に関わる詳細検討と、調査対象国を拡大して検討を進めていくことが考えられる。

今年度の調査・研究等を通じて、インドネシアやベトナムにおける具体的な詳細検討については、特に重要な部分である法制度面を中心とした電子記録債権の導入に際し前提として必要な基礎要件の洗い出しに関する検討について、重要な部分は終了したと考えられる。

また、各国当局との面談等を通じて、各国当局ともに、電子記録債権制度について一定の理解と興味を持ち、研究も進めていってもらっているが、今後の進め方として、(1)で挙げた要素を加味すると、今後においては、マレーシアやタイ・フィリピンといった我が国との経済関係が強い東南アジアの国々での導入推進の検討も進めていくことも考えられる。上述のように、電子記録債権は他の国に無い制度であり、また手形制度は各国にある場合が多いが、我が国とは利用方法等で大きな違いが出てくる可能性もあることから、既にある程度の決済インフラが存在する国においても、日本側において関連する法制度、課題となる事項等を整理した上で、相手国に説明していく必要性、プラス導入に際して、障害となる制度がないかどうか確認するために、各国の債権法制や決済法制を調査し、その親和性を確認する必要が出てくるが、それには相当な時間がかかる。

そこで、対象国の拡大については、(1)で述べた要素も鑑み、過去に調査したインドネシア・カンボジア・ベトナムといずれも今般の調査した3カ国のいずれにおいても導入可能性が認められたことから、次期研究調査に関しては、長きにわたる日系企業の進出の歴史があり、既に製造業を中心に3000社を超える企業が進出し、日系企業にとっても重要な生産拠点となっているタイについて追加的に進めていくべきであると考え。その理由としては、東南アジア諸国の中では、経済発展が比較的進んでいることから成長性という面ではインドネシアやベトナムと比較しても低位にはあるものの、経済規模の面やFDI(直接投資)等通じた民間企業との関係だけでなく、政府のグロス貸付額が高水準にあることを挙げたい。また、従来からの製造業だけでなく、金融ビジネスの世界においても、これまで損害保険会社の現地でのビジネス拡大が報じられてはいたが、近時、邦銀メガバンクによる現地技巧の大型投資案件(MUFGによるアユタヤ銀行出資(2013年5月))からも、アジア地域の成長を取り込む拠点としてタイが注目されていることがうかがえる。(本研究においても、タイについては、従前より、調査対象国となっていたにも関わらず、数年前の文献調査以来、調査実施予定時期に、洪水・スト等のために、実地調査も未着手となっていたことから、調査が進んでおらず、電子記録債権制度の導入にふさわしい調査国ではないかと推定されてきたが、研究そのものはペンディング状態にあった。)なお、タイについては、現地の担保法制の改正を受けて、にわかに電子記録債権制度への関心も高まってきていることから、すでに現地調査等も進められてきており、2014年度中にその内容をまとめる予定である。

同時並行的に、これまでの調査・研究の中で、最も協力的な反応を示しているインドネ

シアについては、金融監督当局と協力しながら、現地における更なる実態把握と関係者の意向をつかみながら、ニーズの掘り起こしを行うことで、近い将来におけるパイロット実験等の可能性を開くには具体的にどのような働きかけをどこにどう進めていけばよいのかの検討・調査を進めていく必要があると考えられる。

反面、ベトナムについては、これまでの2回の実地調査や研究会での議論を通じても一致したことが、電子記録債権制度の導入の可能性こそあるものの、電子記録債権の導入の即時性を考えると、上記の2カ国と比較して、国内のITならびに流通インフラのレベルの差が少なからずあることや、ベトナムの経済発展は北と南で相当差がある。また、電子記録債権制度における電子債権記録機関については、民間の機関が複数存在することなどが一つの前提になっているが、社会主義国ということもあり、調査を通じて、一般的に「官」（とりわけベトナム国家銀行）主体での制度作りという考え方が首尾一貫していると感じられ、制度導入を検討するにあたり、上記の事情も加味したうえで、ベトナムの監督制度や現地の決済システムに合った電子記録債権制度の作りについてもう少し長いスパンで調査・検討を行っていく必要があると考えられることから、今後の調査では、しばらく文献調査等にとどめ、中期的な検討を進めることが肝要かと考える。

以上のように、今後、政策的に本研究を進めるに当たって、各国の事情がそれなりに異なることから、制度インフラ整備の協力の一環として電子記録債権制度を一つのツールとして考えるとしても、複数の国々に一律同時に導入することは困難と想定され、そのペースについては優劣をつけて検討を進めていく必要があるだろう。

（3）国際機関等での電子記録債権制度の認知必要性

電子記録債権制度は、我が国においてもその債権としての特殊性から、特別法として制定された経緯がある。それでも、本制度の一般での理解がある程度早かったのは、我が国我が国における企業間信用の仕組みをカバーしたものであることや、法的側面での手形小切手法の要素も広く取り入れ、一般に広く受入れやすい法制度作りを行ったことが大きな要因であった。しかし、諸外国にこの制度の導入を進めていくとなると、法制度として、単に大陸法系か英米法系かという問題だけではなく、国によってはイスラム法の要素も考える必要があるが、何と云ってもこの電子記録債権制度が国際的にどのような認知をされているのかは、各国政府にとって、導入を検討するうえで、重要な要素となりうることも考えておく必要がある。とりわけ、UNCITRAL（国際連合国際商取引法委員会）の第4部会では、2011年から現在まで、ETR（Electric Transferable Records）に関するモデル法の作成作業を行っており、我が国も法務省や経済産業省を中心にこの作業に参画しているが、このモデル法作成の過程で、電子記録債権を広く紹介し、モデル法の中で認知されるものとするのが、この制度の国際的認知度を向上させることにもつながるだろう。現段階で、作業部会で議論されている内容、すなわち「紙媒体の移転可能証券の電子化」が電子記録債権制度にどのような影響を及ぼすかは、現段階では推察しがたい部分で

もあるが、電子記録債権法が国際的にみても特異な法体系にとらえられてしまうと制度導入への大きな障害となりうることから、電子記録債権制度の海外展開を推進するためにも、日本政府として、電子記録債権制度をこの部会で強力にプロモーションし、国際的にも進んだ制度として認知されておく必要がある¹¹。

(4) 国内での電子記録債権制度の更なる普及の必要性

でんさいネットが2013年2月に稼働してから1年が経過し、現在公表されている範囲では、でんさいネットの利用者だけでなく、メガバンク系列を中心とする債券記録機関の動向を見ても、その取扱い件数や契約数等は右肩上がりであるが、でんさいネットの月末残高額を見ても、2014年3月の段階で、ようやく1兆100億円程度であり、かつ発生記録請求件数が約4万件程度であるという状況は、我が国の企業の売掛金が一般に192兆円程度あるといわれている現実から考えても、未だ、我が国の電子記録債権制度は黎明期にあることや、手形の利用の件数の減少と比較しても必ずしも、電子記録債権がそのリプレースにはなっていないという現実を示しており、現在の段階では、我が国の企業金融における手法として成功した制度と言えるかどうかは、いまだ、評価をするには早い状況にあると思われる。

本研究調査の過程では、これまでも諸外国の監督当局から、本制度が我が国で幅広く利用される成功した手法であるかという問い合わせを例年のように受ける状況にある。各国に導入のインセンティブを持ってもらうためにも、我が国での電子記録債権制度の更なる普及を図ることは必須である。でんさいネットの稼働で、電子記録債権制度の利用を考えたとき、信金・信組を含む国内での参加プレーヤーがほぼ出そろったこともあり、今後、我が国での利用成功事例を幅広く収集し、各国に紹介していくことも必要であると考えられる。

(5) その他

我が国では、電子記録債権制度はあくまでも法人間決済のツールということになるが、決済インフラのイノベーションを進めるアジア諸国の監督当局においては、まず、「決済の電子化」という枠組みでくくられて理解されることが多い。また、権利の登記・登録制度が十二分でない場合、一部の国々では、ある種の電子登記と同様に理解されることもある。同じ仕組みを海外で利用してもらうとしても、その利用方法は我が国では予想していなかったような形になる可能性がある一例でもあり、今後も各国の法制度等と商慣習を見極め

¹¹ 実際、本研究調査プロジェクトがスタートしてから、いくつかの海外における学会等でも電子記録債権制度の説明を行ってきたが、そのような場では、電子手形制度の導入は中国や韓国をはじめとしていくつかのアジア国々で導入がスタートしているが、ネット上のセキュリティ問題等で成りすましや偽造の問題が発生していることから利用するにあたっての十二分な信頼性を必ずしも得られていないという現実と比較して、政府から免許を得ている電子債権記録機関が強力なセキュリティ態勢を整備して債権を管理していることは、制度のみならず、流通する債権の信頼性や安定性に寄与していると高く評価された。また、本報告でも触れているが、売掛債権等の登記による第三者対抗要件の具備というのは制度上可能であっても、実際にそれを確認するのがインフラ上難しいアジア諸国などにとっても有効な手段であり、制度導入が各国の民事法制の発展にも寄与するのではないかと推察される。

ながら、どのような利用方法がベストであるか、各国に伝えていく必要がある。

また、最近では、アジア諸国の交通インフラの拡充が政策として進められている過程で、我が国で成功を収めている交通型電子マネーへの関心が高まっている。交通のみの利用であれば、交通省等の交通関連を監督する省庁の担当となるが、決済が加わると、金融監督当局が規制に参画してくることは各国ともに我が国と同様な形になっており、我が国の資金決済法の内容や規制の方法などへの関心が、これまでの実地調査の中でたびたび各金融当局から表明されている¹²。そこで、今後の調査や現地セミナーなどでは、電子記録債権制度に加え、(必要によっては、鉄道インフラを含む社会インフラ輸出のプロジェクトとタイアップした形で)電子マネー法制などの紹介も行い、広く我が国の決済の電子化の状況を知ってもらい、電子記録債権制度に加え、幅広く我が国の持つ電子決済制度の導入について検討材料を提供していくことも、社会インフラとしての我が国の金融ITインフラのしゅみの輸出の可能性を拡大するうえでも有効な手段と考えられる。

(以上)

参考文献

- ①曾我法律事務所『インドネシア法務ハンドブック』(2013年、中央経済社)、
- ②曾我法律事務所『ベトナム法務ハンドブック』(2013年、中央経済社)
- ③国際協力銀行『ベトナムの投資環境』(2014年1月)
- ④国際協力銀行『インドネシアの投資環境』(2012年4月)
- ⑤JETRO『在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査』(2013年)
- ⑥三菱東京UFJ銀行国際業務部『アジア進出ハンドブック』(2012年8月、東洋経済新報社)
- ⑦平田 重敏『実務家のための電子記録債権とサプライヤーファイナンス』(2011年9月、金融財政事情研究会)

¹² わが国の資金決済法については、制定時より幅広い業者が前払式証票発行事業者となれることや資金移動業者を認めていることなど、そのユニークな作りが諸外国でも注目されたが、最近ではわが国と同じような電子マネーの流通形態を持っている台湾でまったく同様な形の法制度が整備された。

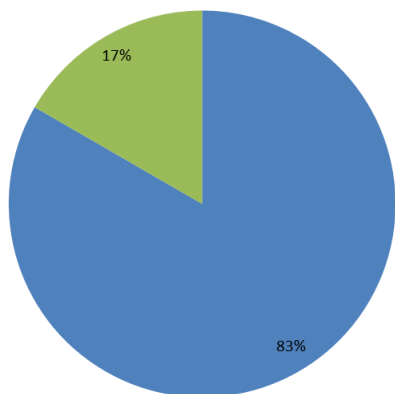
(資料)

ベトナム及びインドネシアにおける 電子記録債権制度に関するセミナー

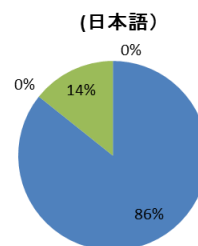
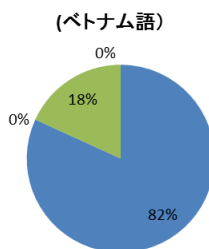
アンケート結果のとりまとめ

【ベトナム】

Q1 電子記録債権制度への理解度



- ① 理解した
- ② 理解できなかった
- ③ どちらとも言えない
- ④ 未回答

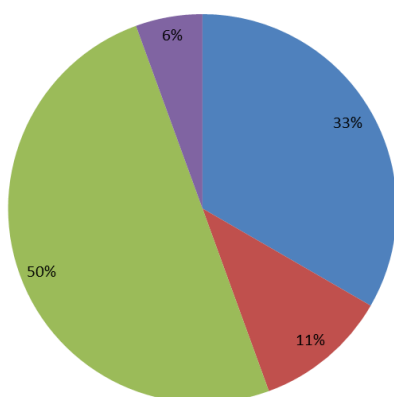


理由

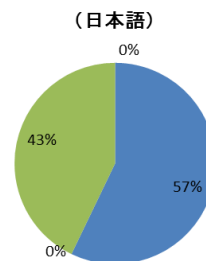
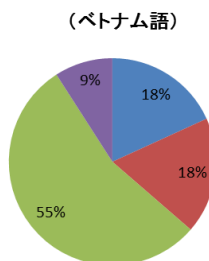
(ベトナム語)
・ 不明点が多い

(日本語)
・ 簡潔な説明でわかりやすかった

Q2 導入できた場合の自社の対応



- ① 利用したい
- ② 利用しない
- ③ わからない
- ④ 未回答



理由

(ベトナム語の回答)
・ 株式取引所との関係がわからない
・ リスクを防ぐ
・ インフラ整備の対策(ベトナム語)

(日本語の回答)
・ 決済の多様化、ファイナンスの多様化に貢献できる可能性があるため
・ 取引先の金融円滑化支援
・ 金融機関のため金融機関のため

【ベトナム】

Q3 電子記録債権制度を当地において導入する際の課題

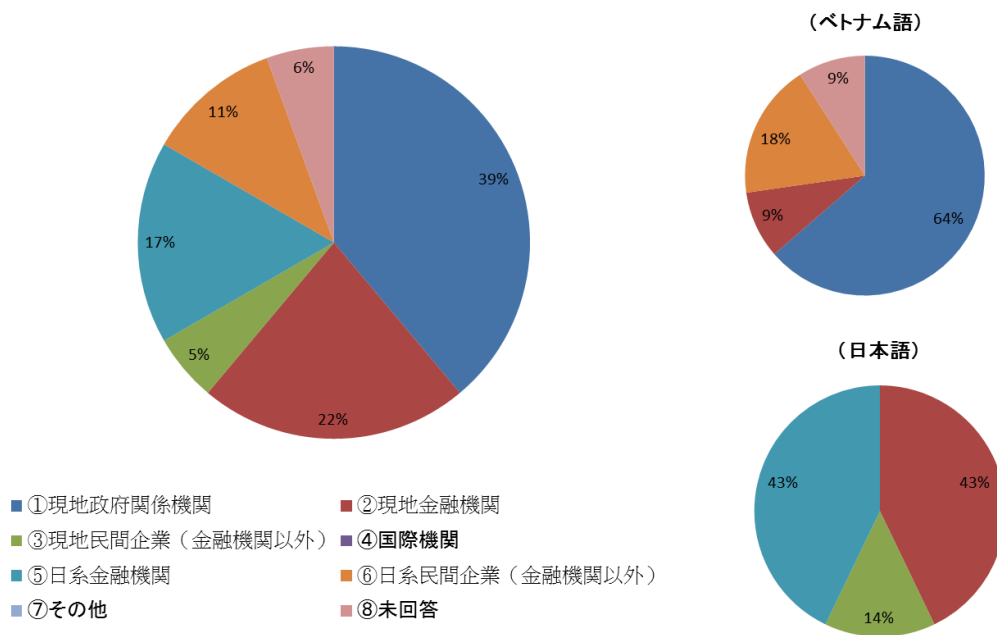
(ベトナム語の回答)

- 法制度(3名)
- 相手(企業)が新しい制度への導入が苦手である。
- 技術と法制度の問題
- 電子記録債権制度の費用
- 電子記録債権制度の会社への信用度は問題である。
- 新しい制度を導入するには、相手を説得しなければならない。
- ベトナムのITのインフラ整備は未完成である。
- ベトナム企業は前の制度に慣れたので、新しい制度への導入は難しい
- 相手は新しい制度を導入してもらうのは問題である。
- 電子記録債権制度の会社の能力
- 情報セキュリティ
- 情報の証明・確認・セキュリティ

(日本語の回答)

- 商習慣・法律・国民性
- 法整備
- 政府及び中銀の支援姿勢
- 債権流動化に関する法律
- 会計基準の整備
- そのうえで電子債権に関する法整備
- 中銀による出資を含めたリーダーシップの発揮
- IT, 通信インフラの整備・安定化

Q4 所属機関



【ベトナム】

Q5 ご感想・ご意見等

(ベトナム語の回答)

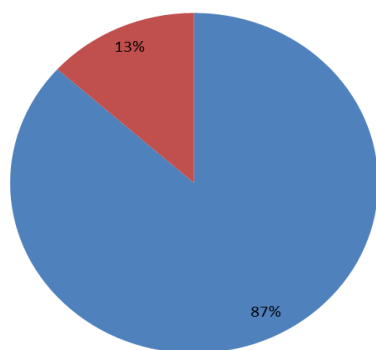
- 新しい決済方法の情報として本当に役に立つと思う
- とても役に立つ。しかし、このセミナーは国家銀行と商業銀行のほうに向いていると思う。(日本と違って)ベトナム金融機関にあまり関係がない。
- 受付からセミナールームの流れまで良かった
- 新しいサービスの情報が紹介していただき、よかった。
- 日本のERMCの見学が必要である。
- 政府の政策に関することである。

(日本語の回答)

- 日本でやっていることは理解できたが、ベトナムでどうするかが全く分からない。
- 手形・小切手が流通していない中ではありますが、本件制度に飛躍する可能性はあり、継続して今日のようなセミナーを実施していただくことは大変貴重であると思います。
- 折角の機会なのでQ&Aセッションを設けてほしいかった。
- Q&Aの時間を設けてほしいかった

【インドネシア】

Q1 電子記録債権制度への理解度

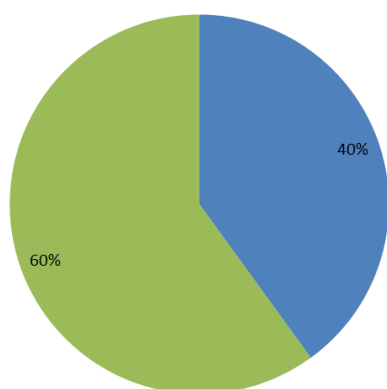


- ① 理解した
- ② 理解できなかった
- ③ どちらとも言えない
- 未回答

理由

- 発表者のプレゼンは明確でよかった。プレゼン資料も十分そろっていてわかりやすかった
- ビジネスプロセスはファクタリングに似ていた。違いは記録機関を使っておらず、電子記録化されていないことであつた
- ファクタリングに似ていた。ただこの制度の場合支払い用に分割が可能
- 私にとって新しい知識、非常に有益であり、資金調達の代替手段としての金融取引記録機関と記録制度についての勉強になった。
- インドネシアでは新しい事項であり私自身初めて聞いた話なのであまり理解できなかった
- 議論となった情報が非常に多いので資料をもう一度読み直す必要がある

Q2 導入できた場合の自社の対応



- ① 利用したい
- ② 利用しない
- ③ わからない
- 未回答

理由

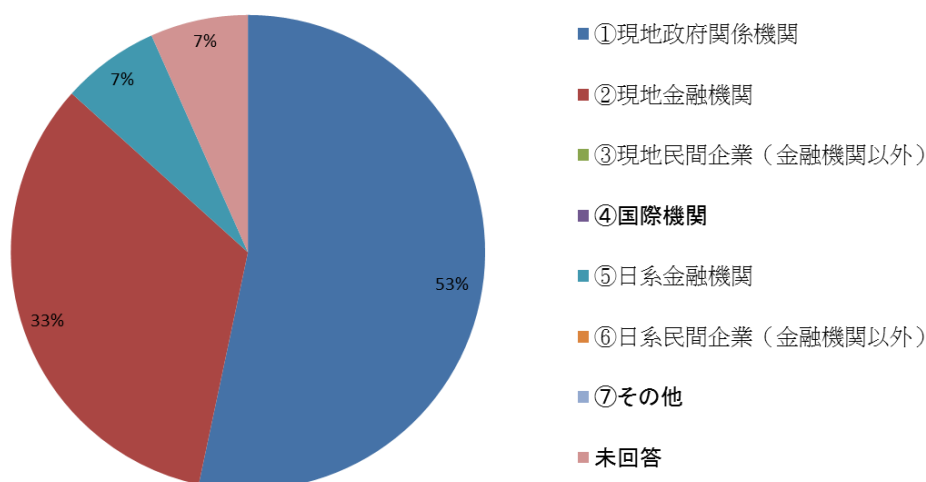
- 銀行にとってももちろんこれはチャンスになる
- 法的、技術的、インドネシアの文化的側面、そして紛争になった場合の解決についての検証が必要。
- ファクトリング、ファイナンスのサプライチェーン取引用
- バンキングに使うということであれば当然中銀のレギュレーション待ちということになる
- まずは法整備が必要。ファイナンス機関に関する規制をまず厳格化してから記録機関についての規制を作る必要がある
- この制度がインドネシアで適用できれば一般に受け入れられる

【インドネシア】

Q3 電子記録債権制度を当地において導入する際の課題

- 電子システムを使うにあたってはまず中小企業には多くの指導が必要になる
- 現行法規、中銀の規制、支払い者・サプライヤー両方のユーザーの関心
- 法規、紛争解決、担保や支払い者の能力
- インドネシアではまだ多くの空手形が流通している
- 国民、特にユーザーとしての事業者の体勢、不正を防止するための十分なコントロール・ウォールの設計が必要
- 法的、文化的問題と教育
- 法的問題
- インフラ
- IT、中小企業のこの制度に対する理解と意志
- インドネシアのITは日本ほど進んでおらず、中小企業もまだこういう制度を使った取引をするのを快適とは感じていないと思う(ITに関して進んだ理解がまだないため)
- ファイナンス会社の活動として消費者金融ほどファクタリングが発展していない
- 電子的な不正
- 支払い手段として事業者が小切手を使う習慣

Q4 所属機関



【インドネシア】

Q5 ご感想・ご意見等

- プレゼン内容はよかった。もっと例示を増やしてくれるとよい
- この制度は金融機関、中銀、OJKなどにも周知が必要
- インドネシアでの実施の可能性については中銀などの関係機関との議論となる
- セミナーの実施はすばらしく、日本のファイナンスプロセスに関する知識を増す機会となった。
- 日本とは状況が異なるため事業者や国民の体勢についてきちんと検証が必要。規制インフラやサポート機関の体勢もしっかりしておく必要がある
- 時間を要する
- 銀行への周知が必要
- さらに詳細を知る必要あり
- インドネシアで適用されれば、すばらしい制度なので国民に周知をし多くの人に知ってもらひつようがある
- 内容は魅力的だが適用までにはまだ段階を踏む必要あり。また金曜の礼拝の時間を配慮すべき。
- カルフルやユニリーバ(卸)など特定の顧客に対して金融債権制度を利用している外資系銀行はすでにたくさんある



金融庁金融研究センター

〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関 3-2-1
中央合同庁舎 7号館 金融庁 15階

TEL: 03-3506-6000(内線 3293)

FAX: 03-3506-6716

URL: <http://www.fsa.go.jp/frtc/index.html>